

野生鳥獣の鉛中毒事故への対応概要

1. 野生鳥獣における鉛中毒の原因

水鳥：主にカモ猟がなされている水辺において、鉛弾等由来の鉛の粒を誤飲する事による中毒。

※平成元年頃から全国複数箇所が発生を確認

猛禽類：シカ猟等で用いられた鉛弾の破片を含有する死亡したシカの残滓の摂食による中毒。

※平成9年頃からオジロワシ等の猛禽類の鉛中毒事例が北海道で発生を確認

2. 野生鳥獣の鉛中毒防止のための法制度

平成14年法改正により、下記①②の制度を創設。

①指定猟法禁止区域（法第15条）：

鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある猟法を定め、その猟法による鳥獣の捕獲等を禁止する区域を環境大臣又は都道府県知事が指定(※)。(鉛弾の使用禁止区域の設定)。

②鳥獣の放置の禁止（法第18条）：

捕獲した鳥獣の個体の放置の原則禁止。

その他：許可捕獲において、許可権限者の判断により、必要に応じて捕獲許可条件として、猟法の制限(銅弾使用の指定等)が可能。

(※) 鉛弾に係る指定猟法禁止区域の指定状況

北海道：全域
北海道以外の地域：計約94,000ha

3. 非鉛銃弾の流通について

鉄や銅などの非鉛銃弾は、軽くて固いなど性質が異なるため、銃身を傷つけやすいことや命中精度が低いといわれるなどの問題から、全国的には普及していない現状にある。